

犬・猫を飼うためのルール



- 散歩の際、犬のフンをしっかり持ち帰っていますか？
- 犬や猫を放し飼いにして他人に迷惑をかけていませんか？
- 野良猫にエサをあげていませんか？



次のことを確認して、みんなが住みよい生活環境の維持に努めてください。

犬を飼うためのルール

● 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

生後91日以上の子犬には生涯一度の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

また、狂犬病予防注射済票は必ず首輪などへ着けて飼い主が特定できるようにしましょう。

なお、登録と狂犬病予防注射については、役場環境保健係へお問い合わせ下さい。

● 犬はつなぐか、檻の中で飼いましょう

放し飼いは、人に噛みついたり、農作物に被害を与えるなど、多くの人に迷惑をかけることになりますので、絶対に止めましょう。

犬のストレス解消のために、ドックランへ連れて行ってはいかがでしょうか。

● 散歩時には、必ずフンの後始末をしましょう

散歩に行く時は、フンを片付ける袋を携帯するなど、必ず持ち帰って処分しましょう。

● 捨て犬は絶対に止めましょう

捨て犬は、野犬を増やし多くの人へ迷惑をかけます。子犬がほしくない場合は、不妊・去勢手術を受けさせましょう。(町に助成制度はありません)

● 人を咬んだらすぐに届けましょう

飼い犬が人を咬んでしまったら、必ず保健所へ届け出て指示に従いましょう。

猫を飼うためのルール

● 不妊・去勢手術のすすめ

子猫が生まれてしまった場合、飼い主が飼育できなくなることがほとんどです。

繁殖を望まない場合は、必ず不妊・去勢手術を受けさせましょう。

● 捨て猫は絶対に止めましょう

「誰かが拾ってくれるだろう」と安易な気持ちで猫を捨てないで下さい。捨てられた猫は飢えや病気に苦しみ、悲惨な死をむかえることになりかねません。

● 室内飼育のすすめ

猫にとって外は危険でいっぱいです。交通事故や他の猫との接触で伝染病に感染するなどして死亡するケースがあります。安心・安全のために室内で飼育することをおすすめします。

● エサだけを与えている方へ

お腹を減らした野良猫にエサを与える優しい気持ちを責めることはできません。平気で捨てる人にこそ問題があります。しかし、エサを求めて猫が集まると、いずれ次々と子猫が生まれ、結果的に不幸な野良猫が増えてしまうことになります。

定期的に野良猫が現れるため捕獲を望む場合は、保健所へ相談しましょう。

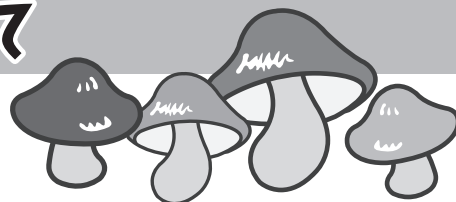
※佐久保健福祉事務所 電話：0267-63-4191

きのこ中毒予防月間について

毒きのこを原因とする食中毒は、過去10年間に県内で発生した食中毒発症件数の13.3%を占めており、きのこ採取が盛んな長野県ではその発生が後を絶ちません。

9月20日から10月19日までは「きのこ中毒予防月間」です。次の食中毒予防のポイントに注意し、きのこ中毒の予防に心がけましょう。

また、きのこの鑑別は佐久保健所(TEL. 0267-63-3297)へご相談いただき、知らないきのこは絶対に食べないようにしましょう。



きのこによる食中毒予防のポイント

- 知らないきのこは採らない、絶対に食べない。
- きのこの特徴を覚え確実な鑑別をする。
- 「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」などの誤った言い伝えや迷信を信じない。